

千葉大学大学院医学薬学府
4年博士課程（医学領域）

先端医学薬学国際プログラム
学生募集要項
（2027年10月入学）

2026年6月

千葉大学

目 次

1	募集人員	1
2	出願資格・要件	1
3	出願資格・要件の審査・認定	4
4	事前段階選抜	5
5	選抜方法	5
6	合格者発表	5
7	入学手続等	6
8	注意事項	6

問合せ先

<担当事務>

〒260-8675 千葉市中央区亥鼻1-8-1

千葉大学亥鼻地区事務部学務課大学院係

電話：043(226)2009 (海外から +81-43-226-2009)

e-mail：sah5234@office.chiba-u.jp

fax：043(226)2857 (海外から +81-43-226-2857)

<先端医学薬学国際プログラム担当教員>

〒260-8670 千葉市中央区亥鼻1-8-1

千葉大学大学院医学研究院 環境労働衛生学 教授 諏訪園 靖

医学薬学府ホームページ

<https://www.m.chiba-u.jp/dept/gakufu/>

千葉大学ホームページ

<https://www.chiba-u.ac.jp/>

千葉大学大学院医学薬学府 4 年博士課程（医学領域）

先端医学薬学国際プログラム

2027年10月入学学生募集要項

本学府では、外国人留学生に対して2027年10月入学の学生募集を以下のプログラムとして実施します。

本学府は、世界最高レベルの研究を基盤とした教育や海外実習・演習などの国際的教育環境を提供し、高度な基礎学力に加え多様な価値観に基づいた展開・応用力を養成します。英語で行われる科目を履修し、英語による発表を行うことにより学位取得も可能です。また、リサーチアシスタント(RA)採用等により学生の生活面においてもグローバルスタンダードな援助が受けられます。

各種支援計画

以下に示す各種の支援計画があります。詳しい内容や手続などについては先端医学薬学国際プログラム担当事務に相談してください。

- ①RA(research assistant)採用による生活支援
- ②入学料・授業料免除制度
- ③千葉大学による機関保証（アパートの保証人）制度

1. 募集人員

専攻名	募集人員
	2027年度10月入学
先端医学薬学専攻	若干名

2. 出願資格・要件

出願できる者は、以下A～Cの要件を全て満たした者とします。

A. 次の各号の一に該当する者

- (1) 大学（学校教育法第83条に定める大学をいう。以下同じ）の医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学（6年の課程）を履修する課程を卒業した者及び2027年9月までに卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者及び2027年9月までに修了見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者及び2027年9月までに修了見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2027年9月までに修了見込みの者

- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2027年9月までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- ① 修士課程を修了した者（2027年9月までに修了見込みの者を含む。）及び修士の学位又は専門職学位の授与を受けることのできる者
 - ② 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者（2027年9月までに卒業見込みの者を含む。）
 - ③ 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
 - ④ 前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で本学府において、医学又は歯学の学部を卒業した者（医学又は歯学を履修した者に限る。）と同等以上の学力があると認めた者
 - ⑤ 大学（医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学府において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの
- (7) 次のいずれかに該当する者であって、本学府において、所定の単位を優れた成績で修得したと認めたもの
- ① 大学（医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
 - ② 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
 - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における16年の課程（医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
 - ④ 我が国において、外国の大学の課程（医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を含むもの）に限り、かつ、その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) 本学府において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものと及び2027年9月までに24歳に達するもの

B. 海外在住で、外国籍を有する者

C. TOEFL, IELTS, GREのうち、いずれか一つ以上を2024年4月以降、受験していること。

出願に際しては、あらかじめ主たる指導を希望する指導教授に必ず照会の上、出願してください。また、教育内容等については、先端医学薬学国際プログラム担当教員に問い合わせてください。

3. 出願資格・要件の審査・認定

上記2のA～Cの資格・要件を有するかどうかを事前に確認しますので、次の書類を提出してください。
合わせて、出願書類の一部も事前提出してください。

(1) 提出期間

2026年9月1日（火）から2026年9月3日（木）まで（必着）

必ず、郵送（EMS等郵便の追跡ができるもの）で提出してください。

(2) 提出場所

〒260-8675 千葉市中央区亥鼻1-8-1 千葉大学亥鼻地区事務部学務課大学院係

(3) 提出書類

出願に必要な書類のⅠ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ Ⅶについては、医学薬学府ホームページからダウンロードして使用してください。

	出 願 書 類	注 意 事 項 等
1	入学願書・受験票	本大学院指定の用紙・・・Ⅰ
2	履歴書	本大学院指定の用紙・・・Ⅱ
3	卒業・修了（見込）証明書	出身大学（学部及び研究科）長の証明したもの。
4	成績証明書	出身大学（学部及び研究科）長が証明したもの。ただし、日本語あるいは英語で記載されたものに限りません。 また、外国において修士の学位に相当する学位を授与された者は「学位記」の写しも添付してください。
5	在職証明書	大学・研究所等発行のもので研究歴を証明する書類。
6	写真 2枚	出願前3か月以内に撮影（上半身、正面、脱帽）のもの。 （縦6cm×横4cmを入学願書・受験票に貼付する。）
7	修士の学位論文等	① 修士の課程を修了した者は、学位論文の写し及びその要旨（英文で2,000語以内）・・・Ⅲ ② ①以外の者は研究経過報告書（英文で2,000語以内）・・・Ⅳ
8	研究業績調書	本大学院指定の用紙・・・Ⅴ
9	研究計画書	本大学院指定の用紙・・・Ⅵ
10	TOEFL, IELTS, GREのうちいずれかのスコアレポートの写し	2024年4月1日以降に受験した、TOEFL, IELTS, GREのうちいずれかの成績が記載されたスコアレポートの写し。
11	パスポートの写し	パスポートの写し（本人の氏名、生年月日、性別を表示する部分及び日本国査証があればその部分）。
12	推薦書	本大学院指定の用紙・・・Ⅶ 原則、指導を担当した教員が記載。ただし、有識者の場合にあつては、本人を熟知し職場において指導的立場にある者でもよい。

(4) 結果通知

出願資格・要件の審査・認定の結果は、2026年9月11日（金）までに、本人宛に、直接入学願書に書かれたE-mailアドレスに通知します。

4. 事前段階選抜

「3. 出願資格・要件の審査・認定」により、**出願資格を有すると認められた者は**、提出された出願書類の内容により事前段階選抜を実施しますので、検定料を支払ってください。なお、日本政府（文部科学省）国費外国人留学生は検定料は必要ありません。

- (1) 検定料（出願資格を有すると認められた者のみ）

30,000円

- (2) 支払い方法等

「E-支払いサービス」を利用し、クレジットカード決済により、2026年9月15日（火）から2026年9月25日（金）までに払込手続をしてください。

①E-支払いサービスの英語版サイト (<https://e-shiharai.net/ecard/>) にアクセスし、検定料払込手続を行ってください。

②検定料の払込手続終了後、画面のスクリーンショットのデータを大学院係にメール送信してください。



- (3) 結果通知

事前段階選抜の結果は、2026年10月2日（金）までに、入学願書に記載のE-mailアドレスに通知します。

- (4) 注意事項

○利用できるクレジットカードの種類については、検定料払込手続の際にホームページで必ず確認ください。海外からの検定料払込方法は、E-支払いサービスのクレジットカード決済のみとなります。海外の銀行からの振込送金による払込はできません。

○検定料は返還しません。ただし、検定料を誤って支払い、出願しなかった者が所定の返還手続きを2027年3月31日（水）までに行った場合、全額返還します。

5. 選抜方法及び試験場所

入学者の選抜は面接試験及び成績証明書等を総合して行います。試験場所・日時は、志願者の都合などを勘案して決定します。

6. 合格者発表

2026年12月4日（金）13時（予定）

医学薬学府のホームページ (<https://www.m.chiba-u.jp/dept/gakufu/>) に発表するとともに、合格者には合格通知書を送付します。また、受験者全員に個別に合否結果を連絡します。



7. 入学手続等

(1) 入学手続

合格された方には、入学手続の日時等をご連絡いたしますので、その指示に従って、所定の期間内に入学手続を行ってください。

なお、所定の期間内に手続きをされない場合は、入学できませんのでご注意ください。

(2) 入学手続の際に納入する経費

- ① 入学料 282,000円
- ② 学生教育研究災害傷害保険料
- ③ 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

(注) 1. 入学料の納入については、入学手続時に納入願います。

2. 授業料の納入については、入学年度の前期授業料は11月(2年目以降は10月となります。)に、後期授業料は4月に、それぞれ口座引落としにより納入願います。口座引落とし等の詳細は、入学手続関係書類により改めてお知らせします。なお、前期分・後期分授業料は、それぞれ321,480円(年額642,960円)です。

3. 入学料及び授業料の改定が行われた場合には、改定時から新入学料及び新授業料が適用されます。

4. 文部科学省国費留学生は入学料、授業料は必要ありません。

5. 納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

6. 入学料及び授業料が免除される制度があります。詳細は、千葉大学ホームページ <https://www.chiba-u.ac.jp/campus-life/payment/exemption.html>をご覧ください。



7. 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険料は、2027年9月30日

(木)までに払い込んでください。払込方法は、入学手続関係書類により改めてお知らせいたします。

※当該保険について

正課中、学校行事中、課外活動中、通学中における傷害事故に対して補償するものです。又、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりした場合の補償も含まれます。なお、保険料の改定が行われた場合には、改定時から新保険料が適用されます。詳細は千葉大学ホームページ (https://www.chiba-u.ac.jp/for_school-life/support.html)をご覧ください。

8. 入学手続完了者が2027年9月30日(木)17時までに入学を辞退した場合には、申し出により既に納入済の学生教育研究災害傷害保険料を返還します。

8. 注意事項

- (1) 出願書類に不備がある場合には、受理しないことがあります。
- (2) 出願手続後の書類の変更、受理した出願書類の返却及び検定料の返還はしません。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をした者は、入学後であっても入学の許可を取り消すことがあります。
- (4) 電話等による合否の問い合わせには一切応じません。
- (5) 入学者選抜の過程で収集した個人情報が入学者選抜の実施のほか、管理運営業務、修学指導業務、入学者選抜方法等における調査・研究に関する業務等を行うために利用します。